

老朽危険空家等の除却（解体）補助について

一般住宅及び店舗・事務所等も対象

足寄町では、住宅等の性能が著しく低下している老朽危険空家等の除却を促進し、地域の安全・安心の確保及び地域の活性化を目的として、『足寄町住環境・店舗等整備補助金（老朽危険空家等除却）』を実施します。老朽した空家等（住宅・店舗・事務所等）の除却工事（解体）に補助金（上限 50 万円）を交付しますので、是非ご活用ください。

Q どのくらいの補助がもらえるの？

- 補助金額は次のとおりです。ただし、補助を受けるためには条件を満たす必要があります。

工事区分	補助金額	
老朽危険空家等の除却 (一般住宅・店舗・事務所等)	20万円を超える工事費を対象	工事費の 1/2 (上限 50 万円) ※実際の工事費が国土交通省の定める標準除却費により算出した額を超える場合は標準除却費により算出した額の 1/2 (上限 50 万円) とする。

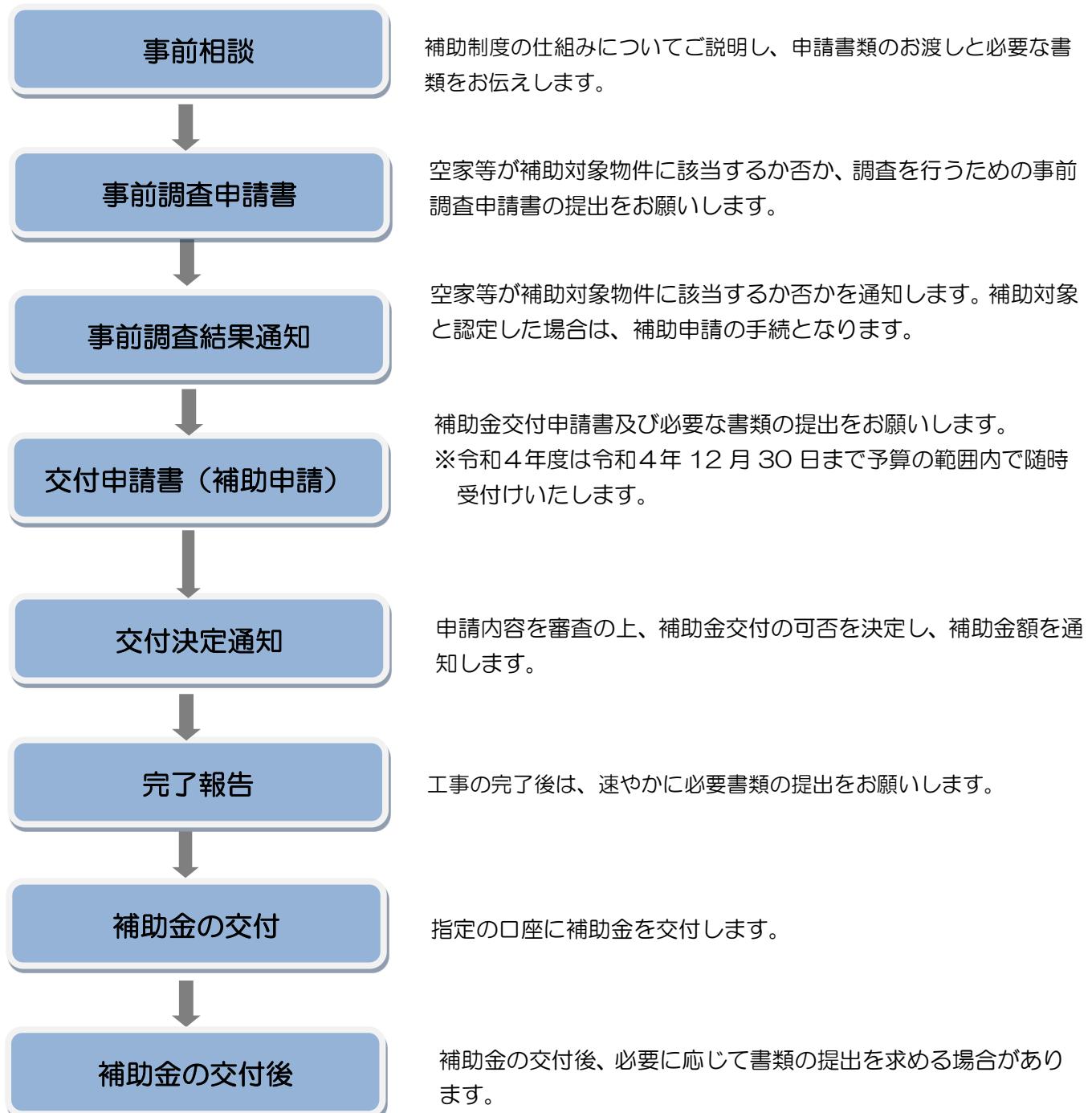
※補助対象経費は、補助対象物件の除却及び処分に要する費用（家財道具、機械、車両等の動産の処分に要する費用、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

Q 補助を受けるための条件って？

- 補助制度を活用する場合には次のような条件があります。
 - (1) 対象空家等の所有者等であること。
 - (2) 老朽危険空家等に該当する物件であること。
 - (3) 1年以上使用していないこと。
 - (4) 所有者等（申請者）が居住する市町村の町税等を滞納していないこと。
 - (5) 相続登記がされていない場合は、法定相続人全員から同意を得ていること。
 - (6) 対象空家等に所有権以外の権利が設定されていないこと。
 - (7) 対象空家等を補助の対象とするために破損させていないこと。
 - (8) 他の同種（除却）の補助金の交付を受けていないこと。
 - (9) 対象空家等が公共事業による移転、建替えその他の補償対象となっていないこと。
 - (10) 対象空家等の所有者と対象空家等が存する土地の所有権を有する者が異なる場合、当該土地の所有者からの同意を得ていること。
 - (11) 建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかの許可又は建設リサイクル法に基づく北海道知事の解体工事業の登録を受けている事業者で次の要件を満たす者と契約する工事であること。
 - ①足寄町建設工事入札参加資格登録者のうち、解体工事業の登録をしている者
 - ②町内又は十勝管内に事務所又は営業所を有する者

Q 申請の手続はどのようにするの？

- 補助申請に係る手続の主な流れをご説明します。



※ 補助金の交付決定後に、次のいずれかに該当する場合は交付決定を取り消し、交付した補助金の返還を命ずることになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 法令等に違反したとき。

●補助金の申請には次の書類が必要です。

- (1) 事前調査申請書
- (2) 空家等の所有者であることを証明する書類（登記簿、固定資産課税台帳等の写し）
- (3) 建物の付近見取り図、現況写真
- (4) 誓約書
- (5) 補助金交付申請書
- (6) 工事見積書の写し
- (7) 所有者（申請者）の住民票
- (8) 所有者（申請者）の納税証明書等
- (9) 相続登記等がされていない場合は、相続の確認できる書類
- (10) 共有名義である場合は、共有名義人からの同意書
- (11) 工事完了実績報告書
- (12) 工事契約書の写し
- (13) 工事写真
- (14) 工事費の領収書の写し
- (15) 産業廃棄物処理に関する処分証明類

※ (7) (8) について、所有者（申請者）が町内在住者においては、交付申請書の「個人情報の取得」の同意により、役場にて確認を行います。

Q 空家等の所有者が法人の場合も補助を受けることができるの？

●個人、法人も含めて空家等の所有者が補助対象となります。

Q 補助は何回でも受けることができるの？

●当該年度において1度限り申請可能です。次年度以降において別の対象物件について補助申請を行うことは可能です。

Q その他

●補助申請額が今年度の予算上限額に達した場合は、受付期間内であっても受付を中止する場合がありますので、ご了承ください。（町から補助金の交付決定を受ける前に着手した工事については、補助対象外となりますのでご注意ください。）

！ ご相談・お問い合わせは

〒089-3797

足寄町北1条4丁目48番地1

足寄町役場 総務課 企画財政室 企画調整担当

TEL28-3851

